

第3章 災害の予防対策

目次

第1節 災害に強いまちをつくる

1	地震防災緊急事業五箇年計画を推進する	第3章-1
2	避難場所等を確保する	第3章-1
3	避難路を整備する	第3章-3
4	避難誘導體制を確立する	第3章-3
5	防災拠点を整備する	第3章-4
6	都市防火区画を形成する	第3章-4
7	密集市街地を整備する	第3章-5
8	都市不燃化を推進する	第3章-5
9	建築物の耐震性を向上する	第3章-5
10	防災資源を活用する	第3章-5
11	市街地の防災環境を改善する	第3章-6

第2節 津波、高潮災害を防御する

1	兵庫県による津波防災インフラ整備について	第3章-7
2	津波、高潮からの防護のための施設及び閉鎖体制を整備する	第3章-8

第3節 公共施設を整備する

1	交通ネットワークを整備する（道路、橋りょう）	第3章-10
2	緑を創出する（公園緑地）	第3章-10
3	河川機能を整備する	第3章-11
4	内水排除を行う	第3章-13
5	港湾機能を整備する	第3章-14
6	消防水利を整備する	第3章-14

第4節 ライフラインを整備する

1	水道施設を整備する	第3章-15
2	下水道等施設を整備する	第3章-15
3	交通施設を整備する	第3章-16
4	電力施設を整備する	第3章-18
5	ガス施設を整備する	第3章-25
6	電気通信施設を整備する	第3章-26

第5節 災害情報網を整備する

1	災害通信手段を整備する	第3章-28
2	市民への情報伝達体制を推進する	第3章-29
3	災害情報システムを整備、拡充する	第3章-29
4	非常通信訓練を実施する	第3章-29

第6節 気象等観測施設を整備する

- 1 気象観測機器を配置する…………… 第3章-30
- 2 気象観測網を整備、運用する…………… 第3章-30

第7節 消防予防を行う

- 1 出火を防止する…………… 第3章-31
- 2 初期消火を行う…………… 第3章-32
- 3 消防力を充実する…………… 第3章-33
- 4 消防水利施設を充実する…………… 第3章-33
- 5 消防活動対策を行う…………… 第3章-34

第8節 救護・救援体制を整備する

- 1 飲料水を確保する…………… 第3章-35
- 2 食料及び生活用品を確保する…………… 第3章-35
- 3 応急医療体制を整備する…………… 第3章-37
- 4 民間企業との協力体制を整備する…………… 第3章-37

第9節 危険物等の安全を確保する

- 1 危険物保安対策を行う…………… 第3章-38
- 2 高圧ガス、液化ガス、毒劇物等の保安対策を行う…………… 第3章-40
- 3 放射性物質の保安対策を行う…………… 第3章-41

第10節 要配慮者を守る

- 1 社会福祉施設等における対策を行う…………… 第3章-42
- 2 要配慮者支援対策を行う…………… 第3章-42
- 3 外国人等への対策を行う…………… 第3章-45
- 4 福祉まちづくりを推進する…………… 第3章-45
- 5 女性や子育て家庭のニーズに配慮する…………… 第3章-45

第11節 ボランティア環境を整える

- 1 基本的な考え方…………… 第3章-46
- 2 平常時の連携を図る…………… 第3章-46
- 3 ボランティア活動に向けた環境を整備する…………… 第3章-46

第12節 地域防災力を向上させる

- 1 市民の役割…………… 第3章-47
- 2 自主防災組織の役割…………… 第3章-47

第13節 防災教育及び防災訓練を行う

- 1 防災教育…………… 第3章-49
- 2 防災訓練…………… 第3章-51

第14節 調査・研究を行う

- 1 被害想定調査・研究 …………… 第3章-53
- 2 災害応急体制の調査・研究 …………… 第3章-53

第15節 防災体制を充実する

- 1 災害応急対策体制を整備する …………… 第3章-54
- 2 広域防災体制を確立する …………… 第3章-54
- 3 広域避難・広域一時滞在に係る体制を整備する …………… 第3章-55
- 4 応援要請及び受援体制を整備する …………… 第3章-56
- 5 資機材等を整備する …………… 第3章-56
- 6 緊急輸送予定道路を定める …………… 第3章-56
- 7 共同溝等を整備する …………… 第3章-57
- 8 津波対策の強化を検討する …………… 第3章-57
- 9 帰宅困難者対策を推進する …………… 第3章-58
- 10 被災建築物応急危険度判定士制度を整備する …………… 第3章-58
- 11 家屋被害認定士制度を整備する …………… 第3章-59
- 12 廃棄物対策を充実する …………… 第3章-59
- 13 危険物施設等の予防対策を実施する …………… 第3章-59
- 14 治水対策を総合的に推進する …………… 第3章-60

第16節 大規模事故等の災害を予防する

- 1 連携の強化と体制を整備する …………… 第3章-61
- 2 情報の収集・伝達体制を整備する …………… 第3章-61
- 3 災害応急活動体制を整備する …………… 第3章-62
- 4 捜索、救急・救助、医療及び消防活動体制を整備する …………… 第3章-62
- 5 緊急輸送活動等を整備する …………… 第3章-63
- 6 防災訓練を実施する …………… 第3章-63
- 7 市民等の平常時からの備えを行う …………… 第3章-63
- 8 交通の安全確保を充実する …………… 第3章-64
- 9 雑踏事故を予防する …………… 第3章-64
- 10 原子力災害に備える …………… 第3章-66